

南砺市農業委員会第33回総会会議録

1. 招集日時 令和 8年 3月 4日
2. 開会時刻 令和 8年 3月 24日 午後 2時 00分
3. 閉会時刻 令和 8年 3月 24日 午後 2時 30分
4. 場 所 南砺市役所 302 会議室
5. 委員定数 20 名
6. 出席委員 20 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7. 議事日程

第1 挨拶

第2 議事録署名委員の指名

第3 附議議案

議案第 135 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 136 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 137 号 農地の非農地証明願いについて

議案第 138 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

第4 報告事項

報告第 45号 農地法第18号第6項の規定による通知書について

第5 その他

8. 事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 田原 雅之
副主幹 小林 由香、主任 勇崎 夏希

9. 会議の概要

事務局長 お疲れ様です。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。
ございます。

定刻より少し早い時間となりますが、今から第33回南砺市農業委員会の令和8年3月第2回の総会を開始いたします。

本日、人事異動内示の発表がありました。農業委員会事務局では、田原事務局長補佐が農政課農政係へ異動となり、代わって小林副主幹が農業委員会事務局長補佐となります。また、次の農業委員会総会でのご紹介となりますが、小林副主幹に代わりまして、重原主任が医療課から、中藪主事が税務課から新戦力として加入されます。来月から新体制となりますが、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中、全員出席の20名であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しており、総会が成立することをお知らせいたします。

会議の開始にあたり、岡村会長からの挨拶をお願いいたします。続いて議事進行についてもお願いいたします。

会長 ご苦労様でございます。
本日は議案4件・報告事項1件となっております。
慎重な審議をお願いいたします。

議長 それでは、第33回農業委員会を開催いたします。
会議に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。
本日の署名委員は委員番号11番・12番の2名の方、宜しくお願
いいたします。

議長 議案第 135 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局 = 議案第 135 号について議案書をもとに朗読・説明 =

今回 8 件の申請がありました。田 12 筆 = 17,820 m²
畑 4 筆 = 452 m²
計 16 筆 = 18,272 m²です。

受付番号 1 番についてです。

「資料」1 から 3 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 3 筆 = 4,259 m²です。

【理由】

譲渡人は高齢であり耕作を継続することが難しく、譲受人へ所有農地の一部について所有権を移転する申請があったものです。

また、譲受人は市外在住で実家が南砺市にあります。現在は、誰も居住しておりませんが、週末に奥様と南砺市へ来て所有農地について農業に従事されております。所有農地については、自作にて実家納屋にある自己所有の農機等を使用し農地の管理・耕作をされております。対象農地については、所有農地の近辺という事であります。

受付番号 2 番についてです。

「資料」4 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 3 筆 = 1,948 m²です。

【理由】

譲渡人は市外に居住しており、高齢であり耕作を継続していくことが難しく、地元耕作者である譲受人へ所有農地の所有権を移転する申請があったものです。

今回の申請で、譲渡人の所有する農地は市内から無くなります。

受付番号 3 番から 6 番についてです。

「資料」5 ページから 6 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

事務局

譲渡人は「A」さん、譲受人は「B」さん田1筆・「C」さん田1筆・「D」さん田1筆・「E」さん田2筆の4名です。

合計 田 5筆 = 11,212 m²です。

【理由】

譲渡人は市外在住であり耕作する事が難しく、譲渡人の所有する対象農地の田について、地元で耕作・管理方法を協議されたところ、隣接農地の所有者等がそれぞれ譲受人となり、農地の所有権を移転し継続して耕作するという事で協議され申請があったものです。なお、譲渡人の農地について田は無くなりますが、畑4筆は残っております。

受付番号7番についてです。

「資料」7ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 1筆 = 401 m²です。

【理由】

対象農地について仲間田であり現在、耕作している譲渡人で仲間田の、もう一方の所有者である譲渡人へ農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。

受付番号8番についてです。

「資料」8ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、畑 4筆 = 452 m²です。

【理由】

譲渡人については、市外在住であり耕作を継続していくことが難しく譲受人へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。

譲受人については、地元生まれであり令和5年に県外から奥様と共に地元へ戻り、実家近くの譲渡人の空き家を購入し、移住されました。対象農地は、譲受人の住居近辺の農地で家庭菜園として、継続耕作されるとの事です。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 135 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 136 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

＝議案第 136 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 1 件の申請がありました。

受付番号 1 番についてです。

「資料」9 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 1 筆 = 28 m²

転用目的は「住宅敷地」です。

【理由】

現在、妻の実家に申請者夫婦と幼児の 3 人が一時的に、同居をしております。妻の兄が実家を継承するということで、持ち家を所有したいと申請があったものです。

農地区分は「第 3 種農地」、許可基準は「原則許可」という事で判断しております。
以上です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 136 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 137 号 農地の非農地証明願いについて事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局 =議案第 137 号について議案書をもとに朗読・説明=

議案については 7 ページから 10 ページ、資料は 10 ページから 15 ページをご覧ください。

F 地区の 2 箇所で●●と◆◆についてです。

田	4,273.47 m ²
畑	2,366.91 m ²
合 計	6,640.38 m ² です。

これまで非農地とは、森林化・山林化の状況で判断をしております。今回、西部森林組合からの林道事業・整備事業に伴う非農地の申請に基づき、現地確認を行いました。

●●については、位置図を見ていただきますと林道の脇と、山中という場所です。こちらは 3 月 18 日に M 委員と事務局で現地確認をしてきました。現地は、伐採されている箇所もあり当日は偶然、森林組合のパトロールの方と現地付近で会う事ができ一緒に現地確認をしてきました。現場は山林に同化している状況で、森林組合の方から梅の木が植えられているという事をお聞きしました。

事務局 ◆◆については、3月18日にT委員と事務局と一緒に現地確認をしてきました。住宅等があった平な一部の箇所は、T委員さんと相談したところ、農地へ復元不可能かと言えば、そこまで至ってなく復元可能性を考慮し、非農地判定は出来ないという結論です。資料の網かけ箇所が、非農地判定不可の箇所です。その他は、現地確認写真のとおり竹藪が生え山林化し非農地という判断です。
以上です。

議長 ●●の現地確認に同行されたM委員、報告をお願いいたします。

M委員 現地確認をしてきましたが、森林整備事業で木が伐採されておりましたが、農地への復元は不可という判断をしております。
以上です。

議長 ◆◆の現地確認に同行されたT委員、報告をお願いいたします。

T委員 事務局と現地確認をしてきました。家は崩れ、倒壊しておりました。事務局から説明がありましたが、崩れた物は整理されており一部、平な箇所は木も生えていない状況でありました。それ以外は、山林化しているという判断です。
以上です。

議長 只今の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第137号 農地の非農地証明願いに対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議題へ進みます。

事務局 議案第 138 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

今月は 220 件	田	627 筆	=	983,979.53 m ²
	畑	2 筆	=	4,161.00 m ²
	計	926 筆	=	988,140.53 m ² です。

これらの提出があった、農用地利用集積等促進計画書について承認を求めるものです。

詳細については、12 ページから 19 ページをご覧ください。

議長 ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願ひいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 138 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。次の協議へ進みます。

報告第 44 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

事務局

＝報告第 44 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 35 件の届出がありました。
面積については田 154,385.00 m²です。

こちらは、議案の 21～30 ページに明細を記載し備考欄には、合意解約理由を記載しております。
以上です。

議長

ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願
いいたします。

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

その他案件について、1 件ございます。

・配布物について

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和 8 年 5 月 12 日（火）午後 2 時から、場所は南砺市
役所 302 会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第 33 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 2 時 30 分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長